

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名		障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税、消費税	
要 望 の 内 容	平成 2 4 年 6 月に成立した障害者総合支援法において、障害者の範囲への難病等の追加や重度訪問介護の対象拡大により、障害福祉サービスの対象者が拡大することになったこと、また、障害福祉サービスの再編により共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化することになったこと等に伴う所要の措置を講ずる。 併せて、障害者総合支援法成立に伴い、法律の名称変更及び条項ずれへの対応を行う。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 平成24年6月に成立した、障害者自立支援法に代わる新たな法律である障害者総合支援法の着実な施行を行う。 (2) 施策の必要性 障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することにより、地域社会における共生の実現を図る観点から、 ① 「制度の谷間のない支援」を提供するため、障害者の範囲への難病等の追加、 ② 個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を図るために、重度訪問介護の対象拡大や共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 等の措置を行うこととし、障害者にとって地域社会で安心して暮らすことができるよう、体制の整備を一層推進していく必要がある。 なお、障害者総合支援法は平成25年4月1日施行となっており、②など一部は平成26年4月1日施行となっていることから、平成25年度税制改正要望でまとめて要望を行うこととしている。		
今回の要望に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
		政策の達成目標	障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することにより、地域社会における共生の実現を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様に要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	障害福祉サービスの対象者が拡大することに伴う必要な障害福祉サービス費を確保する。(820,711百万円の内数)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置と相まって、地域社会における共生の実現を図るもの。
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成24年度税制改正要望において、平成24年通常国会に提出が予定されていた障害者総合福祉法（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置を国税、地方税それぞれで要望した。（最終的には、社会保障と税の一体改革関連の税制改正項目が取り下げられたことに伴い、当該要望も取り下げられた。） また、平成24年3月8日及び同年4月16日付の政府税制調査会長宛文書により、自立支援給付の差し押さえ禁止及び公租公課禁止については、対象範囲の拡大後においても引き続き同様の取扱いとするよう了承いただいている。	